

(第一類 第二号)

第一回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會議録第四十七号

昭和二十二年十二月八日(月曜日)

午後一時十三分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 高岡 忠弘君 理事 中島 茂富君

理事 川橋豊治郎君 理事 松野 頼三君

理事 酒井 俊雄君

大石ヨシエ君 菊池 重作君

久保田鶴松君 松谷天光君

井上 知治君 佐藤 通吉君

坂口 主税君 中垣 國男君

小暮藤三郎君 大内 一郎君

出席政府委員

内務事務官 林 敏三君

委員外の出席者

内務事務官 長野 實君

専門調査員 有松 昇君

十二月七日

縣廳職員の給與制に關する陳情(中國地方自治協會會長廣島縣知事楠瀬常務外四名)(第七四六號)

警察事務の市町村移管に關する陳情(京都市長神戶正雄外九名)(第七五三號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

消防組織法案(内閣提出)(第一一六號)

消防法案起草に關する件

請願

一 武庫郡町村に對し行政上特別設定の請願(中村俊夫君紹介)(第一〇五一號)

〇五一號

第二類第二号

治安及び地方制度委員會議録

第四十七号

昭和二十二年十二月八日

第一類 第二号

治安及び地方制度委員會議録

第四十七号

昭和二十二年十二月八日

第一類 第二号

治安及び地方制度委員會議録

第四十七号

二 料理店の營業再開許可その他に關する請願(唐木田藤五郎君外一名紹介)(第一〇五九號)

三 料理飲食業者の營業再開許可の請願(庄司一郎君外一名紹介)(第一一〇五號)

四 向(細川八十八君紹介)(第一一四二號)

五 足寄村及び津別村を十勝支廳管轄に編入の請願(庄司一郎君紹介)(第一一四九號)

六 料理飲食業者の營業再開許可の請願(庄司一郎君紹介)(第一一六〇號)

七 警察法案中に四國を二管區とする國家地方警察管區設定に關する請願(秋田大助君外一名紹介)(第一三七七號)

八 民衆酒場設置の請願(細川八十八君紹介)(第一四四二號)

九 國民食堂設置の請願(細川八十八君紹介)(第一四四三號)

一〇 料理飲食業者の營業再開許可の請願(橋本金一君外七名紹介)(第一四九八號)

一一 相模原町座間を座間町に分立の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一五〇五號)

一二 密入國、密貿易の取締に要する經費の全額國庫負擔に關する請願(藤原泰太郎君外七名紹介)(第一五〇六號)

一五 國民食堂設置の請願(海野三朗君紹介)(第一一五五號)

陳情

一 地方分與税の追加分與増加に關する陳情書(全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎)(第一四九三號)

二 地方財政の健全化に關する陳情書(全國都道府縣知事會議代表安井誠一郎)(第一五〇六號)

三 電氣稅設定反對に關する陳情書(日本發送電株式會社總裁大西英一外九名)(第一五二二號)

四 各種車稅徵收に關する陳情書(千葉縣野田町高木虎尾)(第五六四號)

五 地方民主化に關する陳情書(石川縣議會議長岡島友作外六名)(第六〇二號)

六 警察制度に關する陳情書(東京都品川區議會議長平田榮司外一名)(第六〇九號)

七 警察制度に關する陳情書外四件(東京都中央區議會議長中條勇次外六名)(第六二三號)

八 普通河川並びに海岸等よりの收入に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻員裕)(第六四二號)

九 警察費連帶支拂金の増額に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻員裕)(第六四二號)

六四四號

一〇 地方競馬に對する地方税の課税に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻員裕)(第六四六號)

一一 町村財政確立に關する陳情書(東北六縣町村會協議會長高橋清)(第六八一號)

一二 住民税の制限撤廢に關する陳情書(北海道旭川市上川支廳管内町村會會長古東久平)(第六九二號)

〇坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員會を開會いたします。

お諮りいたします。請願一から一五までは、これらすべてに委員間で打合せができたのでありますが、念のためにその題目を申し上げます。

一、武庫郡町村に對し行政上特別設定の請願。

二、料理店の營業再開許可その他に關する請願。

三、料理飲食業者の營業再開許可の請願。

四、同。

五、足寄村及び津別村を十勝支廳管轄に編入の請願。

六、料理飲食業者の營業再開許可の請願。

七、警察法案中に四國を二管區とする國家地方警察管區設定に關する請願。

八、地方團體の國家委任事務費國庫負擔増額等に關する請願。

九、民衆酒場設置の請願。

〇門司委員 本法案は警察法と關連いたしまして、きわめて緊要を要する法案だと考えますので、原案に多少修正を加えたいと思つておりますが、以下その修正の箇所を申し上げます。原案に賛成したいと考えております。

〇坂東委員長 次に消防組織法案並びに消防法案起草に關する件を議題といたします。まず消防組織法案を議題に供します。すでにこの法案は質疑が終了しておりますから、直ちに討論に移ります。

〇門司委員 本法案は警察法と關連いたしまして、きわめて緊要を要する法案だと考えますので、原案に多少修正を加えたいと思つておりますが、以下その修正の箇所を申し上げます。原案に賛成したいと考えております。

すなわち第十條第一項中「市町村長」を「市町村」に改め、同條第三項中「市町村長の承認を得て、消防長を市町村」に改める。

第十三號中「承認を得て、」を「定める基準により、」に改める。

第三十三條中「國有財産又は國の所有する國有財産若しくは都道府縣有財産又は國の所有する都道府縣有財産」に改め、同條第三項として次の二項を加える。「前項の場合において、これに伴う負債のあるものは、その處分については相互の協議により、これを定める。」

以上修正をいたしまして、原案に賛成したいと考えております。

○坂東委員長 今お門司君にお尋ねいたしますが、今のは各派共同提案でありますか。

○門司委員 ただいまの修正意見は、各派共同提案として提案する次第であります。

○小暮委員 ただいまの各派共同の修正案に非常に結構だと思つておりますが、さらに私は第五條の第一項の次に左の二項を加える。「國家消防廳に消防大學を設置する。」

「消防大學は消防に必要な高等の學問、技術の専攻、及び訓練を行う。」それから附則の三十一條の中に「準用する」とありますが、その「準用」の次に「市町村の消防職員が、國家消防廳の職員または都道府縣の消防訓練機關の職員になつた場合には、その市町村消防職員としての在職年は、これを公務員としての在職年に通算する。」

この希望を付していただいた修正案に賛成する次第であります。

○中島(茂)委員 ただいま議題となつております消防組織法につきましまして、ただいま門司君から提案されました一部修正案と、それを除きました原案に賛成をいたします。

○坂東委員長 ただいまの中島君の御意見は、門司君がせられました共同提案の修正案並びに原案に全部賛成であります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは御異議ないものと認めます。本案は修正議決せられました。

○坂東委員長 次に消防法案起草に關する件、これもただちに討論に移ります。

○大石(ヨ)委員 消防法案の委員會の成案に對しまして、次のごとき修正案を提出したいと思つております。何とぞ各委員の御賛成をお願いいたします。

第十二條「當該市町村を「當該市町村」に訂正し、(東京都にありては都)を削除する。

第三十二條「罰金又は拘留、若しくは料に處する」を「罰金又は拘留に處する」に訂正する。

附則第五條「都市町村長を「都市町村」に訂正する。

何とぞ御賛成を得たいと思つ次第でございます。

○中島(茂)委員 ただいまの大石君の修正動議、それを除きました原案に賛成いたします。

○坂東委員長 ただいまの中島君の動議であります。今の大石君の修正案並びにそれを除いた原案に賛成であるが、皆さん御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは御異議ないものと認めます。本案はその通り決しました。従つてこの起草に關する件は、本委員會の提案として委員長から本會議に提出することにいたします。

○大石(ヨ)委員 私は京都府舞鶴に生れたものでございまして、舞鶴は皆さんも御承知の通り四大軍港の一つでございます。殊に舞鶴軍港は戦災を免れた唯一の軍港でございました。ところがこの四大軍港中、おそろしく日本におきまして、この舞鶴の軍港ほど、隠匿物資のたくさんあるところはないと信じているような次第でございまして、つきましては、はなはだ變な言い分でございますが、私は自分の選挙區なるがゆゑに今まで黙つておつたような次第でございまして、ところが現在新聞を見ますと、非常に隠匿物資摘發のことが出ております。それで今までも私はたび／＼隠匿物資があるから、これを摘發するようにと言つて警察の方に言いますと、官僚が何としても隠匿物資のあるところを知つておつても、そこへはいることができないと私に言うておりました。私も隠匿物資のあるところを實地に視察してよく知つてゐるのでございまして、課事務のかけらで私は今まで黙つておつたような次第でございまして、つきましては、今日を限りこの治委員會が終了いたしましたにつきましては、最も重大なる隠匿物資を私はよく知つておりますゆゑに、それを皆さん委員方にお傳へし、また警察當局にも御参考になることを私は申し上げたいのでございまして、海軍の徴用船に備後丸というのがございます。それは日本の大阪に本社をおきます郵船會社が船主なのでござい

ます。ところが戦争中、これが海軍の徴用船となつた次第でございまして、まずこの備後丸に何億という金を依託して、上海の支那の物資を舞鶴の海軍が依頼したようなわけなのでございまして、まず上海を出帆いたしましたときが、昭和二十年の七月二十二日朝でございます。そしてその間非常に空襲が

ありますので、青島、大連にその備後丸は寄港して、かろうじて舞鶴に著しましたのは八月の二十二日の正午なのでございまして、そのはいつた事實を私はよく知つておるようなわけなのでございまして、ところが皆さんも御承知の通り、八月十五日遂に敗戦の結果終戦になつたような次第でございまして、そこでこの荷物を受取る者がないから、一體これはいかにしたらばいいか。この備後丸のトン数は五千トンで、その積荷も五千トンなのでございまして、大抵はかの船ですと小麦なら小麦、ぶすまならぶすま、ガソリンならガソリン、靴なら靴、そういふようなものを積みましては、一つか二つの品物に限つてゐるのでございまして、ところがこの備後丸というものは、たいへんいろいろな種類のものを積んでゐるような次第でございまして、おそろしく私は日本一ずこを尋ねても、五千トンの船が五千トンの積荷をしてゐるというやうな船は、おそろしくこの備後丸をおいてほかにないと思つてございまして、ところがその八月十五日終戦になりましたや、その船は九月の二十五日に西舞鶴の港にはいつたのでございまして、そのときにはもはや舞鶴の海軍というものはなくなつておりました。そこでこの荷物をつたものが勝ちであつた。その船長は山岸といひまして目下名古屋に

屋にありますが、私の懇意な人です。その人がこの荷物を掲げることゝ拒みましたが、これも、この荷は國家のものであると言つて、それをむちやくちやにとつて行きました。そのとつて行つた人間も私はよく知つております。そして今千數萬圓、一億ぐらゐの金をもつて有閑として暮らしてゐる者が舞鶴にいく人もあります。こういうことをおいておきますと、つまり正直者がばかをみます。それでこれは警視總監及び警察當局が、ぜひともこれだけ確固たる證據を私が握つてゐるのでございまして、この品物が一體どこへ行つたかといふことを逐一詳細にお調べ願ひたいと思つてございまして、この五千の積荷の中にどういふものがあつたか、それも私はよく知つておりますから、ここで發表したいと思つてございまして、それは小麦の小さい袋が何千とありました。それからぶすまが何千とありました。靴も五萬足くらいありました。軍服上下が何千とありました。戦艦が何千とありました。靴も五萬足くらいありました。ガソリンもたくさんありました。銃鐵もありました。ホワイト・メダルもありました。それから支那の銅錢が何千とありました。それからフォーク・ナイフが何千とありました。その他救助作業具等、實に枚舉にいとまのないほどの五千トンの船の内にあります。これを今の單價にしますと、數億圓に上ります。これはまだ舞鶴附近、それから石川縣、富山縣の方に搬送してあります。その事實を私はよく知つております。ぜひともこれをよく調べて、そして何となくこの品物を多數の困つてゐる無産大衆に配給していただきたいと思つてござい

ます。

○坂東委員長 山岸君の御報告は、非常に興味を引きます。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。

○中島(茂)委員 山岸君の御報告は、非常に興味を引きます。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。

○坂東委員長 山岸君の御報告は、非常に興味を引きます。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。

○中島(茂)委員 山岸君の御報告は、非常に興味を引きます。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。

○坂東委員長 山岸君の御報告は、非常に興味を引きます。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。

○中島(茂)委員 山岸君の御報告は、非常に興味を引きます。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。

○坂東委員長 山岸君の御報告は、非常に興味を引きます。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。山岸君の御報告によつて、この備後丸の積荷の多さ、種類が多さ、そしてその価値の高さがよく分ります。

それからその當時海軍から拂下げに  
なりました。拂下げといひますけれ  
ども、これは實際の拂下げではありま  
せん。あの當時どろぼうした者が、一  
番今舞鶴の附近で金持になつておる次  
第でございます。それで千鳥丸という  
船がありました。それからそのほか小  
さい蒸気船四隻、それらもかつばらつ  
ていつたものであります。そしてその  
船をネタにして数千萬圓の富家になつ  
ておるような次第でございます。ぜひ  
ともこれは治安及び地方制度委員  
の人々が舞鶴に行つていただいて、そ  
うしてこれがどこに行つたかといふこ  
とを、検査當局と手を携えて、これを調  
査していただきたいと思つてござい  
ます。この五千トンの船の五千トンの  
積荷が行方不明になつてゐるというこ  
とは、私は實に奇々怪々であると思  
つております。そして備後丸は一  
體どこにおるか。それは日本郵船株式  
會社に尋ねていただければ、この備後丸  
の行方はすぐ私はわかると思つて次第で  
ございます。

その他舞鶴にはたくさん隠匿物  
資がございます。それも私はこの治安  
及び地方制度の委員がその隠匿物資  
を摘發したりする義務があると思ひま  
す。議會にもう一つ隠匿物資という  
特別委員會ができておりますが、最も  
治安に關係があり、最も警察の仕事  
をしておりますこの治安委員會が、これ  
を調査する必要があると思つてござ  
います。この際監視總監もしくは警保  
局長にここに來ていただいて、そうし  
てただちに検査當局と手を繋いでいた  
だいて、これほどちゃんとした證據が  
あるのでございますから、ただちに舞  
鶴に行きまして、そうして調査をして

いただき、摘發していただきたいと思  
つてでございます。私はこの荷物をだ  
れがもつていつたか、それもよく知つ  
ております。ですから私はいつでも参  
考人になりますから、何とぞこの五千  
トンの積荷はいかになつたか。私はそ  
の行方を調べていただきたいと思つて  
次第であります。遺憾ながらここに警保  
局長及び監視總監がいらつしやいま  
せんの、その御所見を伺うことができ  
ないのを、まことに遺憾に思つて次第  
でございます。それでこの治安委員會の  
各委員のお方に、私はこれだけの確固  
たる證據を擧げておる。皆さんはどう  
いうふうなお考えであるか。それをま  
ず私は聞いて、そうして皆さんとも  
にこの五千トンの荷物の行方を調査し  
たいと思つて次第でございます。

○坂東委員長 たいだい大石君のおつ  
しやつたことは非常に重要であります  
から、政府に命じまして、速記を讀ま  
せまして、適當な處置をとるようにい  
たさえます。なおまた委員會としまし  
ては、次の第二國會において十分この  
取上げ方を大石君とともに研究いたし  
たいと思ひます。

○川橋委員 今大石委員からお話があ  
りました。大體隠匿物資について  
は、世耕君は當時内務政務次官とし  
て、この問題についていろいろ研究せ  
られました。その當時のことを考へて  
みますと、これは治安及び地方制度委  
員會で取扱うべきものとして、最初に  
ここでこれに對しての決議案を出した  
のであります。従つてこの問題につ  
いては、今國會では隠匿物資に關する  
委員會もございしますが、大體は治安及  
び地方制度委員會で取扱うことが妥當  
なりと考へて、あつた決議を書いた

のであります。しかるに現在では今申  
しますような委員會ができましたの  
で、しばらく靜觀の態度でおります  
が、しかし今の大石君のお話は、わ  
れわれ衷心から賛同いたしますので、  
第二國會におきまして、今委員長の  
申されたように、適當な方法によつて  
この問題について善處したい。こう考  
えますから大石君の御意見に對して  
は、滿腹の賛同を表示いたしました。そ  
うして來るべき第二國會において  
善處するといふことを、われ／＼委員  
として希望いたします。

○坂東委員長 さよう御承知を願いま  
す。

ただいま出先官廳整理に關する中島  
小委員長から、經過の報告があります  
から、お聴き取りを願ひます。  
○中島(茂)委員 十月九日に本委員會  
におきまして、出先官廳の整理に關  
する小委員會が設立されたのであり  
ます。不肖私小委員長に任命を受けま  
して、以來數回小委員會を開きました  
ただいま整備の對象として世論に上つ  
ております關係各省から、その内容の  
説明を聞いたのであります。従つてこ  
れらの出先官廳をいかに取扱うかとい  
う小委員會の回答を決する段階にまで  
立至つたのであります。この問題は  
慎重審議を要する問題でもあります  
ので、小委員會としましては、一應態度  
決定を保留いたしておるのでありま  
す。必要に迫られますならば、いつ  
でも態度決定のできる段階にまで達し  
つつあるのであります。今會期中に  
その必要もないように考えられます  
ので、第二國會におきまして、さらに  
この問題を審議いたしまして、そうし  
て態度の決定をいたしたいと思つてお

る次第でございます。

以上小委員會の經過を御報告いたし  
まして、各委員諸君の御了解を求めた  
いと思つて次第であります。

○坂東委員長 たいだい中島小委員長  
のお述べの通りで、この件はさらに第  
二國會において續いて調査することに  
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○坂東委員長 さよう決定いたしま  
す。

ちよつと一言申し上げますが、この  
委員會は開會されてから、すでに  
四十七回の會を開いております。しか  
るに警察法の制定並びに地方自治法の  
改正及び消防法の制定、これは日本の  
重大なる問題でありまして、諸君と  
もに、私不肖ながら委員長としまし  
て、五月以來この問題を検討してまい  
つたのであります。その間いろいろの  
ことがありましたが、結局は圓滿に、  
しかも完全にこの四大法律ができま  
したことは、お互いに同慶にたえない次  
第であります。その間におきまると  
ころの諸君の御努力に對して、謹んで  
敬意を表します。

これをもつて本日は散會いたしま  
す。

午後一時三十八分散會

昭和二十三年一月十八日印刷

昭和二十三年一月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局